

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 無形資産の国外移転～米国の経験～

米国企業が無形資産を国外移転する方法として、コストシェアリング契約が頻繁に使われています。コストシェアリング契約の下では、開発された無形資産が契約参加者に帰属することとなるため、ロイヤリティの支払いが不要となります。低税率国の関係会社は無形資産を移転することにより、グローバルベースでの税負担を圧縮することが、無形資産の国外移転の一つの狙いです。

1. コストシェアリング契約とは

コストシェアリング契約（「費用分担契約」ともいう）とは、その契約の参加者が、特定の無形資産を開発するために必要な費用を分担し、その成果に対する持分をその費用分担額に応じて取得する契約です。

コストシェアリング契約は、無形資産の国外移転のストラクチャーとして用いられています。国外の参加者が無形資産の開発費用を分担すれば、国外での権利を低税率国の関係会社に取得させることができるからです。アップル等の著名な企業もこの仕組みを利用しています。

低税率国にある関係会社が契約に参加していれば、その参加者が取得する権利をライセンスして得られる収入に対する所得課税が低く抑えられるため、節税効果があります。

2. 米国におけるコストシェアリング裁判例

国外関連者との間で締結したコストシェアリング契約に基づく費用の分担や持分の取得は、国外関連取引に該当します。既に形成された無形資産がある場合に、コストシェアリング契約に加わりたいとする企業は、既存の無形資産の一部の移転を受けることになるので、移転持分に対する補償を権利者に支払わなければなりません。この支払をバイ・イン支払といいます。バイ・イン支払金額を低くすることができれば、低コストで無形資産を国外に移転できることになります。アームスレングスのバイ・イン支払額は、無形資産の国外へのエグジットコストであり、その金額がどのように決定されるかは重要な意味を持ちます。

2009 年 12 月 10 日に米国租税裁判所が下した判決は、バイ・イン支払についての具体的かつ画期的な判断でした。

ソフトウェア開発・製造・販売を行う米国法人 Veritas Software Corp（以下、「V 社」という）はアイルランドにある子会社 Veritas Ireland（以下、「VS 社」という）とコストシェアリング契約を締結し、既存の無形資産及び欧州・アジアにおける V 社保有に係る商標等の使用権を VS 社に付与しました。そのバイ・イン支払に係る無形資産の価値算定につき、V 社は CUT 法（日本の独立企業間価格算定方法では、「独立価格比準法と同等の方法」に相当する）を採用していましたが、課税当局である IRS は、デイスカウント・キャッシュフロー法によるインカムアプローチを算定方法として用いて更正処分を行いました。

租税裁判所の判決では、V 社が採用した CUT 法とその比較対象取引を是認し、その移転された無形資産価値についての具体的な算定方法を明らかにしました。又、曖昧な概念を排除し、評価対象の無形資産を正しく定義したことも本判決のポイントであり、法令上の文言を厳密に解釈しようとする裁判所の強固な姿勢がうかがえます。

日本の法令にも規定がある独立企業間価格の算定方法が用いられたことは、今後の日本での無形資産評価に関する移転価格課税適用の参考となることでしょう。

お見逃しなく！

- 日本では、移転価格事務運営指針において費用分担契約の取扱いや留意事項などが規定されています。
- コストシェアリング契約を活用している日系企業はまだ多くはありませんが、潜在的な重要性は高いと考えられます。